

## 第5次安城市男女共同参画プラン策定にあたっての 前提事項

### 1 計画策定の趣旨・目的

- 「第5次安城市男女共同参画プラン」(以下「本プラン」と言う。)の中で、安城市において男女共同参画社会を実現するための取組を総合的、計画的に推進するために策定します。
- 第4次プランにおける取組内容の評価・検証結果や、国の動きや顕在化した課題等を踏まえ、新たな施策・取組等を盛り込んだ計画とします。

#### ■ 男女共同参画に関わる近年の動き(第4次プラン策定以降)

年	法律名	内容
平成30年	<b>政治分野における男女共同参画の推進に関する法律</b> 平成30年5月に公布・施行	衆議院・参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことなどを基本原則とし、政党等の責務として、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることや、国・地方公共団体の責務等を定め、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することなどを目的とする。
令和元年	<b>働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律</b> 平成30年7月に公布され、平成31年4月から順次施行	労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じることについて、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法を改正する。
	<b>女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)の改正</b> 令和元年6月に改正	女性の職業生活における活躍を一層推進するため、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大、女性の活躍に関する情報公表項目の強化等について定める。
	<b>労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正</b> 令和元年6月に改正、令和2年6月から順次施行	パワー・ハラスメント対策が事業主の義務となる労働施策総合推進法の改正と併せ、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化を目的として、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法を改正する。
	<b>配偶者暴力(DV)防止法の改正</b> 令和元年6月に公布、令和2年4月から施行	児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法律上明確化されるとともに、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることとなる。

年	法律名	内容
令和2年	<b>第5次男女共同参画基本計画</b> 令和2年12月閣議決定	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定。新たに新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する視点や、国勢社会との協調においてSDGsに関する事項が盛り込まれている。
令和3年	<b>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律</b> 令和3年6月に改正、令和4年4月から順次施行	出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を定める。
令和4年	<b>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</b> 令和4年5月に成立、令和6年4月から施行	女性が日常生活または社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与しようとするもの。都道府県には計画策定を義務付け、市町村は計画策定を努力義務とする。

## 2 計画の位置づけ

本プランは、次のような法律に基づき策定します。

さらに、本プランの策定にあたっては、国、県等の計画や市が策定した他の計画との整合を図ります。

- 「男女共同参画社会基本法」第十四条第3項及び「安城市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づく計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第二条の三第3項に基づく計画（本プランの一部（DV防止、被害者の保護等に係る施策））
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第六条の第2項に基づく計画（本プランの一部（女性の職業生活等に係る施策））
- その他、市の上位計画・関連計画との整合を図った計画